

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 みなと水道設備及び大和設備代表者和田怜

第1準備書面 (被告)

平成31年1月8日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

被告訴訟代理人弁護士

長 谷 部 信



第1 原告第1準備書面に対する認否等

1 同第1項

(1) 同1項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

(2) 同2項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

(3) 同3項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

(4) 同4項

同項記載の主張等は、否認ないし争う。

2 同第2項

(1) 同1項

同項記載の主張等は、一般論であり、認否の対象ではない。

原告の主張が、被告と工事請負契約を締結した者、又は、締結しようとする者、全員が、同項記載の主張等の特性を全て有するという意味であれば、個別具体的な人物が特定されていない以上、争うとしか認否できない。

(2) 同2項

同項記載の主張等のうち、消費者基本法、消費者契約法の規定は争わないが、その余は、一般論であり、認否の対象ではない。

(3) 同3項

同項記載の主張等は、一般論であり、認否の対象ではない。

3 同第3項

同項記載の主張等のうち、特定商取引法第9条にて、訪問販売による契約について、クーリング・オフを認めていることは認め、その余は、一般論であり、認否の対象ではない。

4 同第4項

同項記載の主張等のうち、特定商取引法第26条6項1号において、クーリング・オフ等の適用が除外される訪問販売の形態が規定されていることは認め、同号の要件に関する主張は争い、その余は、一般論であり、認否の対象ではない。

5 同第5項

(1) 同1項

同項記載の主張等のうち、甲3、4の各記載が、クーリング・オフに関する不実告知になる点は争い、その余は、認める。

(2) 同2項

同項記載の主張等のうち、甲2の内容は認めるが、その余は、否認ないし争う。

(3) 同3項

同項記載の主張は、争う。

6 同第6項の求釈明に対する回答

(1) 同1項

原告の理解は誤っている。

そもそも、答弁書第2の1(2)項の認否等は、訴状「請求の原因」第1の2項の主張等に対する認否であるところ、同主張等には、「被告は不実告知やクーリング・オフ妨害をしていた」などという主張等は一切記載されていない。

(2) 同2項

今まで配布したマグネットなどから「みなと水道設備」に依頼があっても、依頼者に事情を説明し、みなと水道設備の屋号では、工事請負契約を締結していないとの意味である。

(3) 同3項

釈明の要なし。

(4) 同4項

釈明の要なしと考えるが、被告は、原告指摘の屋号を使用していない。

第2 被告の主張

1 請求の根拠

原告の請求の根拠は、特定商取引法第58条の18第1項に基づくものである。

原告は、被告が、不特定かつ多数の者に対して、不実告知及び威迫して困惑させる行為を「現に行い又は行うおそれがある」ことを主張・立証する必要がある。

2 甲5, 6では立証不十分であること(求釈明を含む。)

そもそも、被告は、甲5, 6の記載内容を否認するものであるが、そもそも、甲5, 6は、平成28年4月1日から平成30年4月22日までであり、不実

告知及び威迫して困惑させる行為を「現に行い又は行うおそれ」があることの立証としては不十分である。

【求釈明】

原告は、消費者より、平成30年4月22日から現時点までの「みなと水道設備」及び「大和設備」に関する相談が寄せられているのか、その件数、内容を明らかにされたい。

3 不実告知について

甲2の工事請負契約書の記載内容が、不実告知にならないことは既に指摘したとおりである（答弁書第2の2（1）項）。

また、被告は、既に配布されたマグネット等から依頼があった場合には、「大和設備」として事業をすることがあるが（現時点では、月に数回程度である。）、原告の指摘を踏まえて、甲2より乙1の工事請負契約書に切替える予定である。

以上